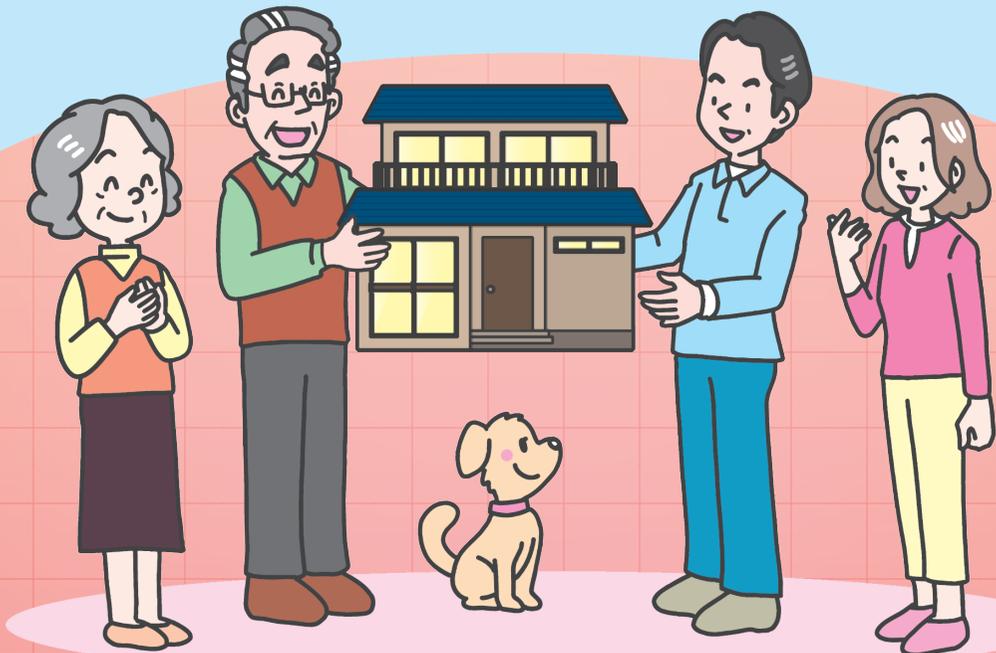


「理想の形」
を自分で決める

カスタムメイド 相続のススメ



はじめに

遺産相続をめぐる親族間でトラブルが発生する、いわゆる「争族」をどう避けるかが盛んに話題になっていますが、このトラブルを避けようにもご本人が亡くなってしまってからでは対策のしようがありません。そのため、「生前の対策（以下、「生前対策」）」が重要になります。

この生前対策には、ご本人が活着ている間のことについての対策と、亡くなった後のことについての対策があります。またどのような生前対策を行えばよいかは、家族構成、資産、その他の希望などにより千差万別です。

資産を誰に残したいのか、残された家族が困らないようにするにはどうしたらよいか。いうなれば、それぞれに「カスタムメイドされた生前対策」を、心身ともに健康なうちから行っておくことが重要なのです。

本冊子では、「基礎編」でこういった「生前対策」にどのようなものがあるのかをわかりやすく解説したうえで、「ケーススタディ」で具体的な事例を挙げて、パターンごとにどのような生前対策を行っていけばよいかを説明しています。

本冊子が、「争族」を避け、ご本人も、そのご親族の皆様も誰もが幸せになる、円満な相続を目指したい多くの方にとって役立つものとなりましたら幸いです。

I 基礎編

1	生前対策の必要性	4
2	尊厳死宣言書	6
3	身元保証	7
4	死後事務委任	8
5	任意後見制度	9
6	信託	11
7	遺言書	14

Ⅱ ケーススタディ

事例 1	死後の配偶者の生活や家族関係に不安がある場合	18
事例 2	収益不動産を保有している場合	20
事例 3	前婚の子がいる場合	22
事例 4	先祖代々の土地を子に継がせたい場合	24
事例 5	自分の今後の生活とお墓の管理に不安がある場合	26
事例 6	相続人間の関係がよくない場合	28
事例 7	事業承継対策を行う場合	30
事例 8	収益不動産や事業承継、親亡き後の長女の生活など 複数の問題への対策が必要な場合	32
事例 9	亡き配偶者の相続で揉めた場合	34
事例 10	夫婦に子がいない場合	36
事例 11	遺される配偶者、ペットのことに不安がある場合	38
事例 12	相続人がおらず死後の財産の行方に不安がある場合	40
事例 13	相続人がおらず今後の生活に不安がある場合	42

■本冊子の内容は、2026（令和8）年1月末日現在の法令等によります。

※本冊子内の事例は、一般的なケースを想定したモデルケースです。実際の対策は個々の状況（家族構成や資産内容など）により異なりますのでご注意ください。

1 生前対策の必要性

近年、生前対策について新聞やテレビ、各種セミナーで、いわゆる「終活」として頻繁に取り上げられています。

このように生前対策が注目されるようになった背景には、以下のようなものがあります。

1 急速な少子高齢化と単身高齢者の増加

(1) 少子高齢化の進行

65歳以上の高齢者人口は約3,600万人（総人口の約29%）に達し、2040年には約35%に達すると予測（内閣府 令和7年版高齢社会白書）。

(2) 高齢者（65歳以上）の単身世帯の増加

- ・男性…約190万人（平成27年）→約231万人（令和2年）
- ・女性…約400万人（平成27年）→約441万人（令和2年）

上記のように、単身世帯の増加により親族との距離が遠くなり、また少子高齢化により公共のサポートが得られにくい環境においては、自身の60歳以降の人生とその終幕を早い段階で考えておく必要があります。

2 平均寿命と健康寿命の現状と認知症の罹患率増加

(1) 平均寿命と健康寿命

- ① 「平均寿命」……人が生まれてから亡くなるまでの期間の平均
- ② 「健康寿命」……健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

	男性	女性	
①平均寿命	81.09歳	87.13歳	厚生労働省「令和6年簡易生命表」より
②健康寿命	72.57歳	75.45歳	厚生労働省「健康寿命の令和4年値について」より

上記のように、平均寿命と健康寿命には10年ほどの差があります。「平均寿命まではまだまだ時間がある」と思っているうちに健康上の問題を抱えてしまい、十分な生前対策ができなくなってしまうケースも少なくありません。そのため、相続なんてまだまだ先などとは考えず、元気なうちに生前対策を行っておく、ということが重要です。

(2) 認知症

認知症とは、様々な病気により脳の神経細胞の働きが徐々に変化し、認知機能（記憶、判断力など）が低下して、社会生活に支障をきたした状態をいい、その軽重によって法律行為の有効性に制限がかかります。

認知症のリスクが高い高齢者の人口は今後も増加し、令和7年には高齢者の5人に1人、国民の17人に1人が認知症になるものと予測されています。認知症にならないための対策をするとともに、万が一認知症になった時に自身で行うことができなくなる法律行為や自身の身上監護などを誰に任せるのかを決めておくことも重要な生前対策となります。

認知症の対策は医療・介護の問題だけにとどまらず、任意後見契約や信託契約などの法的な備えも不可欠であり、個々の状況に応じて適切な法的手段を選択することが重要です。

3 人生のラストステージを自分でデザインしたい高齢者の増加

医療方針や介護方針、葬儀・納骨などについての選択を、尊厳死宣言書、見守り契約、死後事務委任契約などにより信頼できる人に委ねておくのも重要な生前対策です。

4 相続をめぐるトラブルの増加

家庭裁判所に持ち込まれる遺産分割事件の申し立て件数は年間16,000件を超える（令和5年）など、相続問題は身近な法的トラブルとなっています。

相続における主な争点には以下のようなものがあります。

- ① 遺言書がない、または内容に偏りがある
- ② 介護や看病の貢献度に対する評価の不一致
- ③ 不動産の分け方や評価方法に関する対立
- ④ 相続人同士の人間関係の悪化や感情的な対立



「相続」が「争族」とならないよう、遺言書や信託契約など、法的な手続きを通じて自身の意思を明確にしておくことが重要です。

* * *

生前対策は、一般的に「終活」と言われることが増えていますが、決して「人生の終わりに向けての備え」ではなく、「**よりよく生きるための備え**」であり、生涯「**自分と家族、社会を繋げる手立て**」です。

具体的な生前対策の方法は以下に示していきますので、その中からご自身が主体的に自分の人生を生ききるために必要な対策を見つけてみてください。

2 尊厳死宣言書

尊厳死宣言書とは、**将来回復の見込みがない状態になったときに、延命治療を望まず自然な死を迎えることを希望するという意思を、医療関係者や家族に伝える書面**です。

1 尊厳死宣言書が必要とされる背景

(1) 医療技術の進歩による延命治療の長期化

現代医療では、植物状態や末期がんなどでも長期間の延命が可能になりましたが、本人の意思に反して生命維持だけが続く状況が増え、患者の尊厳が損なわれるケースもあります。

(2) 自己決定権の尊重

「どう生き、どう死を迎えるか」は個人の価値観に深く関わる問題であり、尊厳死宣言は、自己決定権の最も重要な表現形態として位置づけられています。

(3) 家族の精神的負担の軽減

延命治療を行うかどうかを判断するのは家族といえども大きな葛藤があるでしょう。尊厳死宣言により、家族の精神的負担を減らすことができます。

(4) 法的リスクの回避

日本では尊厳死に関する法律が未整備であり、医師が延命治療を中止することに法的リスクが伴う場合がありますが、尊厳死宣言書により本人の意思を明らかにしておくことで医療関係者や家族の法的リスクを軽減できます。

2 尊厳死宣言書の作成方法

日本尊厳死協会の調査では、尊厳死宣言書を提示された医師の約9割が意思を尊重していると報告されています。尊厳死宣言書は私文書で構いませんが、より確かな形で意思を示しておくならば、公正証書での作成をお勧めします。

3 尊厳死宣言書の作成の要点

- ① 延命治療を望まない理由
- ② 苦痛緩和治療について
- ③ 家族、親族、近親者、医療従事者の保護

尊厳死宣言公正証書

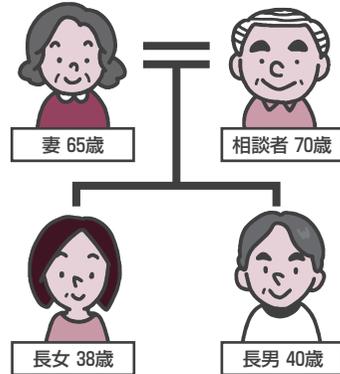
本公証人は、尊厳死宣言者〇〇〇〇の囑託により、令和〇〇年〇月〇〇日、その陳述内容が囑託人の真意であることを確認の上、宣言に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

第1条 私〇〇〇〇は、私が将来、病氣、事故又は老衰等（以下「傷病等」という。）により、現在の医学では不治の状態に陥り、かつ、死期が迫っている場合に備えて、私の家族及び私の医療に携わっている方々に以下の要望を宣言します。（以下略）

事例 1 死後の配偶者の生活や家族関係に不安がある場合

概要

《相談者》	男性	70歳
《家族構成》	妻	65歳
	長男	40歳（既婚、近隣居住）
	長女	38歳（既婚、遠方居住）



相談内容

- ・現在は夫婦で年金生活をしている。自分の死亡後の妻の年金額は月15万円程度となるが、そうなった場合にも妻が生活に困らないようにしておきたい。
- ・家族間の関係は良好だが、相続をきっかけに遺産をめぐる争いになるようなことは避けたい。



相談者の財産

不動産（自宅土地建物）：
2,000万円

金融資産（預貯金）：1,000万円
金融資産（有価証券）：1,000万円

相談者の希望

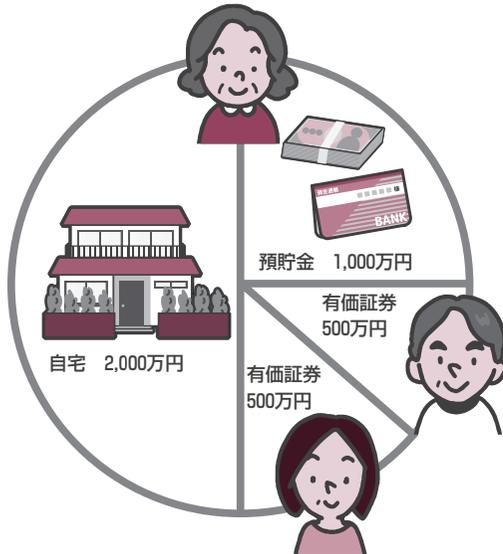
- ① 妻が生活に困らないように、できるだけ多くお金を残したい。
- ② 相続をめぐる家族が争わないようにしたい。

考察ポイント

- ① 相談者の死後、妻に対して長男と長女の経済的支援は見込めるか → いずれも家庭があり経済的支援は見込めない
- ② 妻は相談者の死後、独力で生活ができる程度の貯えがあるか → 十分とはいえず不安が残る
- ③ 相続時に発生する妻への負担を減らす方法 → 遺言執行者は専門家に依頼する

主な提案

- ① 妻になるべく多くの財産を残しつつ、相続時に争いが起きないような遺産分割となるように遺言書で指定する。



現状の相続財産全体に対しての長男・長女の遺留分は500万円ずつであり、有価証券を1/2ずつ相続させれば、遺留分を守りなおかつ同額で相続させることができ、相続をめぐる争いのリスクを軽減できる。

- ② 遺言執行者に専門家を指定しておくことで、相続時の妻の負担を軽減する。



【遺言書の作成】

1. 相続財産のうち、不動産については妻に相続させる。
2. 金融資産については、預貯金は妻に、有価証券は長男・長女に2分の1ずつ相続させる。
3. 遺言執行者は専門家〇〇〇〇を指定する。

⋮



Point

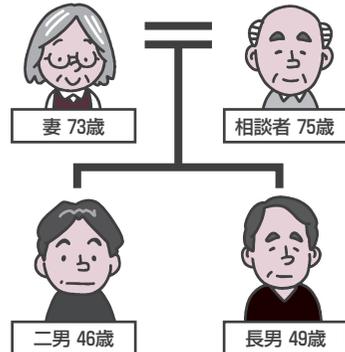
財産ごとの分割方法、遺言執行者のことを書いておく。

事例 2

収益不動産を保有している場合

概要

《相談者》	男性	75歳
《家族構成》	妻	73歳
	長男	49歳（既婚、近隣居住）
	二男	46歳（既婚、遠方居住）



相談内容

- ・所有するアパートの管理が大変になってきた。
- ・自分に万一のことがあったときの相続手続きがスムーズに行くようにしておきたい。



相談者の財産

不動産（自宅土地建物）：1,500万円
不動産（アパート）：2,200万円

金融資産：
3,300万円

相談者の希望

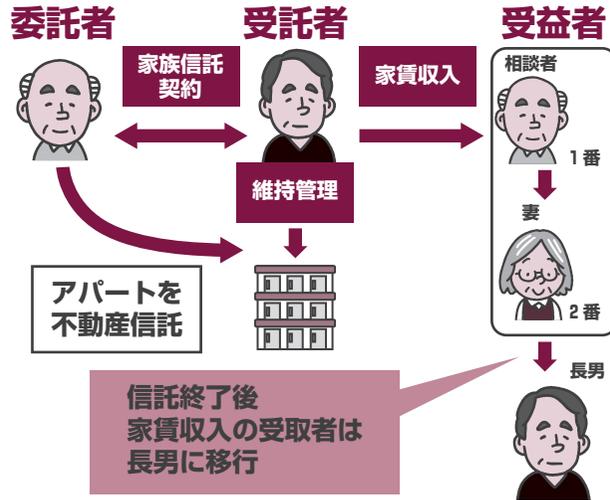
- ① アパートの管理はできるだけ早く長男に任せたい。
- ② 自分の死亡後、不動産は自宅・アパートともに長男に譲りたいが、妻が自力で生活できる間は自宅に住まわせてあげたいし、家賃収入も妻がもらえるようにしたい。
- ③ 金融資産は、妻・長男・二男で均等に分けたい。

考察ポイント

- ① 長男にアパートの維持管理を任せたいので、家賃収入が相談者→妻→長男、とスムーズに移行するようにする方法 → 相談者と長男で家族信託契約を結ぶ
- ② 現状、特に問題ない家族関係に相続発生による争いが起きないようにする → 遠方に住む二男は「実家のことは長男に任せる」と言っており不動産を長男に相続させることに問題はない
- ③ 妻と長男に少し多めに渡す方法 → 生命保険を活用する

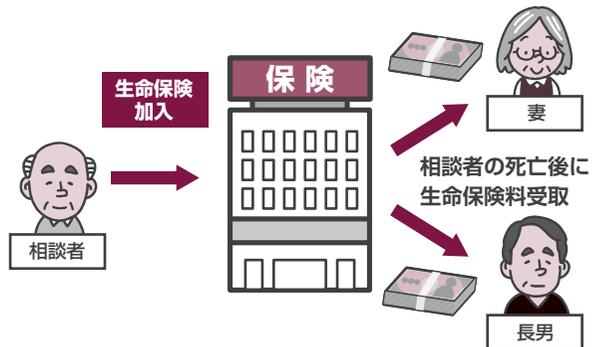
主な提案

- ① 相談者と長男の間で家族信託契約を結び、アパートの維持管理を長男に任せつつ、家賃収入の受取者については相談者→妻→長男とスムーズに移行できるようにしておく。



- ② 妻と長男を死亡保険金の受取人とした生命保険に加入することで、遺産分割対象となる財産、相続税の対象となる財産額を減らす。

※死亡保険金の受取には『法定相続人の数×500万円』の非課税枠があるため、相続財産の圧縮が可能です。



【遺言書の作成】

遺言書

- 以下の不動産（自宅不動産）は長男に相続させる。
○○○○
- 前条の不動産の配偶者居住権を妻に遺贈する。
- 金融資産は妻、長男、二男に3分の1ずつ相続させる。

⋮



Point

二男の遺留分を考慮、不動産は長男、居住権を妻、金融資産は3等分するという趣旨の遺言書とする。

概要

《相談者》

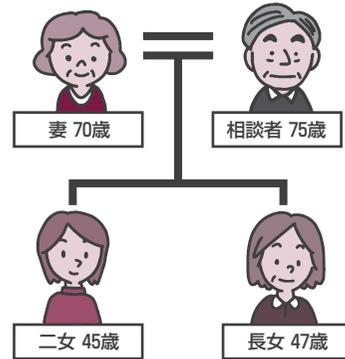
・男性 75歳

《家族構成》

・妻 70歳（相談者が経営する会社の役員）

・長女 47歳（相談者が経営する会社の役員）

・二女 45歳（既婚、遠方居住）



相談内容

- ① 会社の事業承継をどうしたものか悩んでいる。
- ② 事業を譲渡したあとの生活が不安。
- ③ 遺産分割をスムーズに行えるようにしておきたい。



相談者の財産

不動産：1,500万円

自社株：1,500万円

金融資産：1億8,000万円

相談者の希望

- ① 事業は長女に承継させたいし、長女の夫には自社株も分けたい。
- ② 現在自分が保有する株に対する配当金と議決権は、存命中は自分が受け取り、死亡後は妻に受け取らせたい。
- ③ 自分が死亡した後も妻に十分な収入があるようにしておきたい。
- ④ 自身の相続に関する遺産分割では、二女にも相応の財産が相続できるようにしたい。

考察ポイント

- ・相談者の希望する事業承継および相続の対策の検討 → 民事信託を活用した場合の相続税の推定税額と財源を確認する
- ・自社株の承継方法の検討 → 長女への承継分は民事信託により、長女の夫への承継分は遺言による